# 平成２６年第１回港区議会定例会提出予定案件（概要）

## 議案第３０号
## 　港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

　本案は、国民健康保険の保険料率を改定するとともに、「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、保険料の減額措置を拡充し、及び保険料の賦課限度額を変更するものです。

○　内　　容

（１）保険料率の改定

| 現　行 | 改正案 |
|---|---|
| ・所得割<br>（医療分）　１００分の６．０２<br>（支援金分）１００分の２．３４<br>（介護分）　１００分の１．１６<br>・均等割<br>（医療分）　　３万６００円<br>（介護分）　１万５，０００円 | ・所得割<br>（医療分）　１００分の６．３０<br>（支援金分）１００分の２．１７<br>（介護分）　１００分の１．０４<br>・均等割<br>（医療分）　３万２，４００円<br>（介護分）　１万５，３００円 |

※支援金分とは、後期高齢者支援金等賦課額

（２）保険料率の改定に伴い、保険料の減額に係る規定を整備します。

（３）被保険者均等割額の減額措置の拡充

・５割減額を受けられる世帯に単身世帯（所得が一定の基準以下）を追加します。

・２割減額を受けられる世帯を拡大するため、所得基準を引き上げます。

（４）保険料の賦課限度額の変更

| 現　行 | 改正案 |
|---|---|
| （支援金分）　１４万円<br>（介護分）　１２万円 | （支援金分）　１６万円<br>（介護分）　１４万円 |

○　施行期日　　平成２６年４月１日